

# 志賀町国民保護計画の変更について

## (1) 志賀町国民保護計画とは

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民の生活や社会活動に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体等の責務、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置などを規定した計画である。

また、国民保護法の規定に基づき、国の「国民の保護に関する基本指針」及び「石川県国民保護計画」を踏まえ、策定している。

## (2) 変更理由

国の基本指針や石川県国民保護計画が変更されたことに伴い、これらと整合した迅速かつ的確な国民保護措置が実施できるよう、本町の国民保護計画について所要の変更を行ったもの。

## (3) 志賀町国民保護計画の主な変更点

### ① 石川県国民保護計画の変更に伴うもの

核攻撃等の場合における避難住民等への「スクリーニング及び除染」を「避難退域時検査及び簡易除染」とする用語の整理。

Jアラートによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から住民に対し、周知に努める旨を追記。

### ② 災害対策基本法の改正に伴うもの

「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」とする用語の整理。

#### ◇避難行動要支援者

高齢者、障がい者や乳幼児などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

### ③ その他軽微な変更

町の人口や気象統計情報の数値等の更新 など